

平成23年度 第1回中国地方整備局事業評価監視委員会

日 時：平成23年5月20日（金）14：00～16：00

場 所：合同庁舎2号館8階会議室

議 事 録

道路事業の審議

再評価対象事業

【一般国道9号 中山・名和道路】

【一般国道9号 名和・淀江道路】

◎鎌倉委員

「損失時間の削減」で名和・淀江道路は約43万人時間／年が削減、中山・名和道路は約12万人時間／年が削減となっており、この削減量だけ見ると効果は大きく見えるが、削減割合で見ると効果が小さく見える。損失時間の考え方を教えていただきたい。

◎道路計画課長

損失時間は、新しい道路が出来ることによって影響を受ける周辺ネットワークを含めてエリアで算出している。このため割合で示すと小さくなるが、効果の大部分は並行する現道と新しい道路の損出時間の差としての削減量に表れている。

◎飯野委員

出雲空港発着の機体が小さくなり、利用者は出雲空港から米子空港にシフトする傾向がある。米子空港は山陰の経済を牽引する主要空港としての役割が非常に期待されていることから、この道路が早く開通すればこの圏域全体の経済に影響がある。

◎山田委員

「鳥取県の観光入込客数の推移」があるが、観光統計では日常生活圏内の観光客数を含めたものと、含めないものがある。

鳥取県の観光客数は過半数が県内の観光客で占められているため、日常生活圏内の観光客数を含めたもので表した方が実態に合っていると思う。

◎企画部長

統計上の問題であるので、勉強させていただきたい。※1

◎杓見委員

現道の国道9号は生活道路となっており、地域の持続可能マネジメントの観点からも早期の供用をするべきである。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

※1：資料19ページに記載の「鳥取県の観光入込客数の推移」データは、鳥取県が公表している「地域別観光入込客数」を使用して作成したもので、このデータには日常生活圏内の観光客数も含めて表されていることを確認した。

河川事業の審議

再評価対象事業

【旭川直轄河川改修事業】

【旭川直轄河川改修事業（旭川放水路）】

【旭川特定構造物改築事業（百間川河口水門）】

◎阿部委員

資料 1 1 ページ「目的・必要性（過去の洪水被害）」の被害額において、昭和 4 7 年の浸水戸数が 4, 3 3 4 棟、平成 1 0 年が 9 7 3 棟となっているが、被害額でみると平成 1 0 年の方が大きいという逆転現象が生じている理由を教えていただきたい。

また、便益の計算上にも洪水の起こる場所によって被害額が大きく異なることがあるのか。

◎岡山河川事務所長

昭和 4 7 年災害と平成 1 0 年災害で被害額が逆転していることの一番大きな要因は、この間に地価や物価が上昇し、単価が高くなったためと思われる。

また、洪水の起こり方によって便益計算上の被害額が大きく変わるのかということについては、そのとおりである。資産が多いところが被災するか少ないところが被災するかで被害額は大きく変わる。1 ブロックの中で最大の被害が生じる計算をしているので、治水整備により被害箇所が変わると被害額も変わる。

◎阿部委員

便益を算出する時の被害額は、ある時点で資産価値を固定して算定するということなのか。

◎河川計画課長

資産額は評価時点を基に設定しており、過去や現在のデータを混在させてはいない。

◎尾島委員長

資料 3 2 ページの前回評価時との比較では、便益が 1 0 倍になっているが、備考に記載されている地盤高の変更が大きな要因なのか。

◎岡山河川事務所長

地盤高の変更による便益額の変更の割合は大きくない。

◎河川計画課長

便益額変更の大きな要因は、評価基準年以前の便益を新たに計上したことである。

（事業実施前河道を変更することにより、評価基準年以前の便益を計上）

放水路事業は昭和 4 0 年代から続けてきた事業であり、その間に百間川の堤防整備を進めてきたことによって流下能力を向上させてきたが、前回再評価時には、堤防整備等の費用は計上していたが、その整備による便益を計上していなかった。

◎裕見委員

標高の変更ということでエリアが少し増えたのは分かるが、その時に浸水深は被害額算定に考慮されているのか。

◎岡山河川事務所長

考慮している。

◎鎌倉委員

旭川の中島地区は計画流量に対して安全は確保されているのか。

◎河川計画課長

十分な安全性の確保までは至っておらず、今後30年の計画をつくる上では、中島地区についてもどのような改修方法で安全度を高めていくのかしっかり検討し、対策をしていく必要があると考えている。

◎鎌倉委員

十分な安全対策をお願いしたい。

もう1点、資料17ページの被害軽減額の算定をされている表において、確率規模が1/10年から1/30年の間は、対策をしても何にも被害が軽減されないというように読めるがそういう意味なのか。

◎岡山河川事務所長

今までの整備により1/30確率規模までの整備は概ねできているので差が出ない。

(※2：当面7年間の整備では旭川本川中流地区等において、1/30確率規模までは被害が残る部分があるが、今後30年程度の整備では1/50確率規模までの被害が解消される見込みである)

今後、当面7年程度の工事を実施した場合には、1/30より大きな確率規模のところに差が出てくるということである。

◎尾島委員長

これら3事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

(※2：)は、委員会での発言に対する補足説明

河川事業の報告（河川法に基づき、河川整備計画策定に係る審議を行った事業）

再評価対象事業（報告）

【太田川直轄河川改修事業】

【太田川総合水系環境整備事業】

委員会において質疑応答が無かったため記載なし。

－以上－